

雇用保険受給資格者の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止のための

失業認定日の特例措置について

高齢（概ね60歳以上）であること、基礎疾患を有すること、妊娠中であることを理由に感染予防等の観点から来所を控えた場合には、例外的に「郵送での失業認定」（失業認定を郵送で行うこと）ができます。

（ご本人が、感染予防等の観点から、当初予定の認定日での認定手続きを希望せず、認定日の変更を希望される場合は、変更も可能ですが、変更には期限がありますので、必ず受給しているハローワークにご相談ください。）

【郵送による証明認定】

指定されている**失業認定日当日から**（認定日より前にはご提出いただけません）**7日以内に**、

○雇用保険受給資格者証

○失業認定申告書

○返信用封筒（受給資格者ご本人の氏名及び返信先住所を記載したもの）

を、受給しているハローワークへ郵送し、失業の認定を受けてください。

* 失業認定申告書の備考欄に、連絡先電話番号と、

「高齢であることから／基礎疾患を有することから／妊娠中であることから／新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難」と必ず記載してください。

*** 詳しくは、管轄のハローワークの雇用保険相談窓口にお問い合わせください。**

※失業給付にかかる郵送の取扱は、失業認定等の手続きに限りますので、受給資格決定や金融機関指定・変更届などは、本取扱の対象とはなりません。管轄のハローワークの雇用保険相談窓口で相談していただきますよう、よろしくお願いいたします。



島根労働局・ハローワーク

2021年4月